

# ハーグ条約と子の利益

林 醇

離婚後の親子の監護権の争いと言うと、すぐに思い浮かぶのが映画クレイマー・クレイマーである。ニューヨーク・マンハッタンに住む仕事熱心で家事や育児を妻に任せきりにしていた会社員テッド・クレイマー(ダスティン・ホフマン)は、妻ジョアンナ(メリル・ストリープ)から仕事をしたいと相談を持ちかけられるが取り合わない。やがて、ジョアンナから別れたいと告げられてもテッドは冗談だと本気にしなかったが、翌日、ジョアンナは家を出てしまう。テッドは、残された五歳の息子ビリーと父子二人きりの生活を始める。戸惑いながらも、家事と育児に精を出すテッド。二人がフレンチトーストに挑戦するシーンなどほほえましく、テッドとビリーとの絆は深まっていた。ジョアンナがカリフォルニアにいたときに成立させた離婚では、ジョアンナはビリーの監護権をテッドに認めていた

にもかかわらず、これを反故にしてジョアンナがビリーを引き取りたいとして監護権者の変更並びにビリーの引渡しを裁判所に申立てた(クレイマー対クレイマー事件)。裁判所における互いの弁護士の応酬や裁判官の訴訟指揮はわが国の家庭裁判所とはかなり違い、ゲーム的な面が垣間見え、とても面白かった。裁判所は、結局、幼児は母と暮らすことがその最善の利益(Best Interest of Child)であると判断し、ビリーをジョアンナに引き渡すように命じる。この映画が公開された昭和五五年四月、私は大阪家裁で家事事件を担当していたので、この映画を見に行ったが、映画を見ながら子の最善の利益とは何だろうか、私の事件だったらどのように判断したのだろうかなどと様々な思いにとらわれた。この映画はまだアメリカが単独親権制度であった最後の時代を描いたものであるが、ジョアンナに引き取

られたビリーとテッドとの父子の絆を維持していくために重要な役割を果たすのが「面会交流」である。

離婚しても親子の関係に変わりはない。両親の離婚後も双方から愛情を享受することができることが望ましく、親子の交流は子の健全な生育に必要なものである。離婚によって子は傷つき、動揺し、不安を感じ、大きな心的ストレスも感じる。これらがトラウマ体験となり、子の人格形成に悪影響を与えないようにするために別居親との早期の面会交流が果たす役割は大きいと思われる。面会交流の実施は基本的に子の利益に合致すると考えられる。

わが国では、夫婦が不仲になった場合、妻が離婚を前提に夫の了解なしに子供を連れて実家に帰るということは珍しくなく、これをもってとんでもない出来事と捉えたり、まして、誘拐などの犯罪と考える人は少ないと思われる。しかし、判例によれば、親が子を連れ去る行為が未成年者略取罪等に当たる場合もあるとされているのである。国際結婚の場合、破綻後に日本人である妻が監護権を有している夫の了解を得ないまま子供を連れて夫婦が居住していた国から日本に帰った場合さらに重大な問題が生じる。このような場合、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(仮称)。(ハーグ条約)」によれば、このような行為は不法な子の連れ去りとされ、同条約に基づいて、締約国

間では、子を元の居住国へ返還するよう求め得ることとされている。わが国はハーグ条約を締結しておらず、このような手続がないため、諸外国から日本は誘拐天国であるなどの批判が高まっている。また、逆に日本から子が外国に連れ去られてもこれを取り戻す有効な手立てのない状況にある。このような状況を踏まえ、政府はハーグ条約を締結することとし、昨年来、その実施のために必要な国内手続の整備に着手し、子の返還を求める手続については法制審議会のハーグ条約部会において、審議が行われている。

ハーグ条約は、一九八〇年にハーグ国際私法会議において採択され、一九八三年に発効した。今年の一月現在、締約国はアメリカ、カナダ、EU加盟国など八七カ国にのぼり、G8で同条約を締結していないのは日本だけとなっている。

ハーグ条約は、国境を越えた不法な子の連れ去りや留置(連れ去り等)によって生じる有害な影響から子を保護すること並びに子が常居所を有していた国へ当該子の迅速な返還を確保する手続及び接触の権利(面会交流権)の保護を確保する手続を定めることを締約国に求めるものである(同条約別文)。その目的は「不法に連れ去られ又は留置されている子の迅速な返還の確保及び締約国の法令に基づく監護権・接触権が効果的に尊重されることの確保(第

条)」にあるとされている。そして、監護権帰属や行使に関する紛争の解決は移動前の常居所地国において行われるべきであるとの考えに基づいて、子の不法な連れ去りがなされた場合、迅速に子を常居所地国に戻すために必要な国際協力の仕組みを定めている。ここにいう「不法」とは「子が常居所を有していた国における単独又は共同の監護権を侵害していること」及び「この監護権が連れ去り時に現実に行使されていたこと又は連れ去り等がなければ現実に行使されていたであろうこと」の両要件を具備することを指す(第三条)とされているので、不法とは監護権の侵害とほぼ同義である。したがって、監護権を有する親の了解無しに子を連れ帰ると、不法な連れ去りとされることになる。そして、不法な連れ去り等の場合、返還手続開始が連れ去りから一年以内であれば子を常居所地国に返還するよう命じるのが原則である(一年以上経過している場合でも子が新たな環境に適応していることが証明されない限り同様である(第二二条一項・二項))。

返還を命じる義務を負わない例外としては、①返還を申し立てる者が連れ去り等の時に現実に監護していなかったこと、②連れ去り等の前にこれに同意していたこと、③連れ去り等の後に黙認したこと、④返還することによって子が身体的若しくは精神的な害を受け、又は耐え難い状況に

置かれることとなる重大な危険があること(以上、第三条一項)、⑤子が返還されることを拒み、かつ、その意見を考慮に入れることが適当である年齢及び成熟度に達していること(第一三条二項)、⑥要請を受けた国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められない場合(第二〇条)とされている。

先日、発表された法制審議会ハীগ条約部会の「子の返還手続等の整備に関する要綱案」によると、子の返還手続は裁判手続とされ、東京家裁と大阪家裁が管轄することとされている。子の返還事由、返還拒否事由は、ほぼ条約の文言に対応して定められ、拒否事由に該当する場合には、裁判所は返還を命じてはならないものとされている。そして、⑥の事由の有無を判断するに当たっては、⑦子を常居所地国に返還した場合に申立人から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動(暴力等)を受けるおそれの有無、⑧相手方が子と共に帰国した場合に相手方が申立人から子に心理的外傷を与えることとなる暴力等を受けるおそれの有無、⑨申立人又は相手方が常居所地国において子を監護することが困難な事情の有無その他一切の事情を考慮するものとされ、子の返還について家庭内暴力や虐待を考慮することとし、このような場合の子の利益に配慮している。

一方の親が子を連れて帰国する場合には、様々な理由や事情があるものと思われる。他方の親の家庭内暴力の被害から逃れる場合もあるだろうし、子に対する虐待から子を守る場合もあり得るであろう。このような場合に、ハীগ条約では子の返還を拒む例外のハードルが高すぎて、子の利益を十分に守ることができないのではないかというのが、ハীগ条約の締結に反対する人たちの多くに見られる意見である。しかし、親が子を連れ去るのがそのような場合だけに止まるものでないことも現実である。

ハীগ条約は、子の監護権の帰属や行使に関する紛争は常居所地国において解決されるべきであるとの立場から、連れ去られた子の返還により従前の監護関係を迅速に回復させることを目的としているため、子の返還拒否の事由がかなり制限的とされている。しかし、児童の権利条約においては、児童に関する措置を執る場合には児童の最善の利益が主として考慮されるべきものとされており(同条約三条)、子の引き渡しに関してもこの点の配慮が不要であることにはならないであろう。国際結婚の場合に止まらず、わが国では母親が離婚を前提に子を連れて実家に帰るということが余り抵抗なく受け入れられているが、それで良いのだろうか。今までの環境から引き離された子供たちほどのような思いを持っているのだろうか。海外生活が長い場

合には子は日本語が不自由な場合も少なくない。生活環境が激変し他方の親から引き離され、友達との交流も事実上断絶させられてしまう。このような重大な環境の変化は子の心身に及ぼす悪影響について十分な配慮がなされないまま子を連れ帰ることが行われているのではないか。一方の親や従前の環境から引き離されることが子に及ぼす影響については子の立場から実態の調査・検討が必要であり、これを基礎として子の利益の具体的内容を明らかにして、返還拒絶事由にも反映させる必要があると考えられる。また、家庭内暴力や子の虐待という事実があった場合でも、いきなり子を連れ帰るというのではなく、まず居住する国において法的な救済を求めるのが筋ではないかと思われる。それが期待できない、あるいは困難な場合に子や自らを守るために緊急避難的に子を連れ帰るという選択があり得るのではないか。ハীগ条約の締結とその実施に当たっては、これに反対する人たちの危惧が現実化しないように制度を設計し、運営することが期待される。

(註 ハীগ条約の文言は、外務省「ハীগ条約の中央当局の在り方に関する懇談会」第一回合合資料(仮訳文)による。)

(京都大学大学院法学部研究科教授)